

「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、和歌山県有田郡有田川町及び日高郡日高川町において、最大で総出力約51,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業者によれば、今後、計画段階環境配慮書で設定した事業実施想定区域に含まれない区域において、土捨場設置による改変の可能性を示唆していることから、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の対象事業実施区域の設定に当たっては、土地の形状が変更され得る箇所等を適切に同区域に含めるとともに、自然環境への影響を回避又は極力低減することが重要である。加えて、本事業の事業実施想定区域に隣接する区域において、同事業者により工事中の「中紀ウィンドファーム」が存在していることから、当該風力発電事業における環境影響評価で得られた知見等を本事業に活用することで、より適切な環境影響評価の実施が可能となると考えられ、今後、「中紀ウィンドファーム」における調査結果等を適切に本事業計画等に活用し、累積的影響を踏まえた本事業の実施による環境影響を回避又は極力低減することが重要である。

また、本事業の事業実施想定区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺では複数のペアの営巣及び繁殖行動が確認されている。加えて、同区域及びその周辺は、サシバ及びハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。さらに、同区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林、和歌山県が公表する土砂災害危険箇所及び「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、土地の形状が変更され得る箇所等を適切に同区域に含めること。また、同区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、事業実施想定区域は全域が森林法に基づく保安林に指定されていることから、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲を除外し、実現可能な事業計画を検討すること。

(2) 先行事業に係る知見等の活用

本事業の事業実施想定区域に隣接する区域において、同事業者により工事中の「中紀ウィンドファーム」が存在していることから、当該風力発電事業における環境影響評価等で得られた知見等を本事業に活用することで、より適切な環境影響評価の実施が可能となると考えられるが、本事業者はそれら知見等を既存情報として計画段階環境配慮書に記載し

ておらず、どのように本事業計画に活用しているか不明瞭である。このため、今後、「中紀ウィンドファーム」に係る調査、予測及び評価結果並びに工事中のモニタリング結果及び事後調査等の内容等を、本事業の調査、予測及び評価並びに事業計画の検討に十分に活用すること。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域に隣接する区域において、同事業者により工事中の「中紀ウィンドファーム」が存在していることから、供用時の騒音、風車の影、鳥類及び景観等に対する累積的な影響が懸念される。特に鳥類については、事業実施想定区域の周辺においてクマタカの繁殖ペアが確認されていることから、両事業によるクマタカの生息及び繁殖に対する累積的な影響を適切に把握することが重要である。このため、既存の風力発電設備等に関するこれまでの調査等から明らかになっている情報及び同事業者が計画する「中紀ウィンドファーム」における調査結果の活用や同事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺では複数のペアの営巣及び繁殖行動が確認されている。加えて、同区域及びその周辺は、サシバ及びハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林、和歌山県が公表する土砂災害危険箇所及び「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。